

防火管理の意義

防火管理とは、火災の発生を未然に防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるため、必要万全の対策を樹立し、実践することをいう。

そこで重要となるのが「自分のところは自分で守る」という自主防災管理の原則です。

自らの生命や財産は、自らが守るのが当然であり、防火管理はその精神に基づいています。

建物の使用する人たちが協力し合い、一丸となって火災の発生を未然に防ぐとともに、万一火災が発生してしまった場合でも早期に発見し、通報し、初期消火や避難誘導活動を行って、被害の拡大を防止するよう努めることが大切です。

そのためにも、「法律で決められたことだから仕方がなく行う」ではなく、日頃から防火設備の維持・管理に努め、万が一の時、適切な行動がとれるよう訓練していくことが不可欠です。

防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条第1項に基づき、管理権原者によって選任される防火管理の責任者です。選任に当たっては、防火管理者の業務内容及び業務上の権限について明確にしておくことが重要です。

また、防火管理上必要な業務を積極的に遂行するためには、従業員などを指揮、監督するリーダー的存在となるべき人でなければなりません。消防法施行令第3条においても、防火管理者に求められる地位として「防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的または監督的地位にあるもの」と明記されています。